

# 平成28年度小松島市事務事業評価シート

## ■事業の位置づけ（基本事項）

整理番号		5 - 3 - 11		
事務事業名	住宅新築資金等貸付事業		担当課係	人権推進課 徴収強化担当
総合計画上の位置付け	大項目	3. 「信頼」のまちづくり		記入担当者
	中項目	②効率的な行政運営		内線等
	小項目	1. 持続可能な行財政経営システムの構築と計画的な運営		E-mail
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）		事業区分	経常事業
事業予算費目	款	1 公債費	項	1 公債費
	目	1 公債費	事業	1,2 1 長期債元金償還金 2 長期債利子
開始年度	昭和50	年度	根拠法令・要綱等 小松島市住宅新築資金等貸付条例・小松島市債権管理条例	

## ■事務事業の概要（実施内容）

事業の対象	（誰の、何のために事業を実施するのか） 住宅新築資金等貸付金（住宅新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金）の借受人。	
事業の目的 （意図）	（事業実施によってどういう状態にしたいのか） 住宅新築等の資金を低利率で貸付する事により、地域住民の住環境の整備・健康で文化的な生活を営むための基本条件を整備することを目的としていた。平成8年度に地域住民への貸付を終えており、現在では償還のみとなっているが、滞納償還金が発生しているため、滞納償還金を解消するため、効果的な債権回収を行っている。	
事業の内容 （内容・手法等）	（どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか） 平成28年3月に小松島市債権管理マニュアルが策定され、法的措置に至るまでの流れが示されていることから、法的措置も検討のうえ、督促・催告の事務を進めている。また、これに伴い、人権推進課が作成していたマニュアルも見直し、法的措置を盛り込んだ「住宅新築資金等貸付償還金の収納及び滞納整理等に関する事務取扱マニュアル」へ、平成29年3月改正した。なお、法的に複雑と思われる案件については、総務課政策法務室へ相談・協議のうえ対応し、適正かつ効果的な債権の回収に努めている。	
事業の背景 （経緯等）	（事業開始の背景やこれまでの経緯） 生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むことができる良好な住環境を確保することを目的として、住宅の新築や改修のために必要な資金を低金利で貸し付けた事業（原資は市債及び国庫補助）である。本市では平成8年度に資金の貸付を終え、現在では、債権の回収及び市債の返済が主な事業となっている。	

## ■事務事業の業績・推移（目標・実績）

成果指標	指標名		指標の説明				指標化できない成果
	償還率（額）		当該年度（現年度+過年度）の収入額/調定額（%）・償還額（円）				
	単位		H27	H28	H29	H30	
%・円	目標	—	—	滞納償還金1,200万円 (約5.12%)	—	—	毎年度の調定額が同額ではない点、回収困難ケースが残っていく点から、単純に償還率（額）の増減の比較を成果指標とするのは難しい面がある。 ※H27、H28数値は現年度+過年度の合計。
	実績	5.27% (13,214,129円)	5.99% (14,932,653円)				
	達成度	—	—				

  

活動実績・参考となる指標	指標名		単位	H27	H28	H29	H30	指標の説明
	現年度償還率（額）	計画	%・円	85	見直し	—	—	現年度償還額/現年度調定額（%）・償還額（円）
		実績		59.89% (4,298,989円)	62.58% (3,728,427円)			
過年度償還率（額）	計画	%・円	—	—	1,200万円 (約5.12%)	—	過年度償還額/過年度調定額（%）・償還額（円）	
	実績		3.66% (8,915,140円)	4.60% (11,204,226円)				
住宅新築資金等償還件数	計画	件	—	—	—	—	住宅新築資金等貸付金の完済件数。（※滞納なしの完済数含む）	
	実績		4	4				
基本的な回収	計画	件	24	21	16	7	現年度の納付書発行数。	
	実績		24	21				
滞納償還金の督促・催告	計画	件	—	—	—	—	滞納償還金への督促状・催告書送付件数。○内は送付した延べ契約件数	
	実績		30 (38)	53 (73)				

## ■事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

全体コスト（円）	関連事業費	27年度決算		28年度決算		28年度予算		29年度予算	
		A	直接事業費	9,901,349	8,177,842	8,179,000	5,524,000		
財源内訳	A	財源	0	0					
		国庫支出金	0	0					
		地方債	0	0					
		その他	9,901,349	8,177,842					
		一般財源	0	0					
B	B	人件費 ①×②	8,287,066	8,708,051					
		職員平均人件費①	7,533,696	7,916,410					
		従事した割合②/人	1.10	1.10					
A + B			18,188,415	16,885,893					
単位コスト	活動指標の説明		滞納102件に関する評価	滞納99件に関する評価			備考		
	活動指標 1 単位当たりコスト		171,589	165,548			平成27年4月1日現在 人口39,866人 平成28年4月1日現在 人口39,358人		
	市民一人あたりのコスト		456	429					

■事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 住宅新築資金等貸付事業償還事務担当者研修会や全国住環境整備推進協議会の中の住宅新築資金等償還推進検討部会資料から、他自治体の情報を得ているが、特別会計から一般会計へ移行している自治体もある。本市においては、償還計画が平成33年度で終わるため、会計方法について検討する必要がある。 今後の債権回収については、年々担保不動産の価値が低くなっていくことや、高齢化等による経済力の低下などを要因として、回収困難ケースが増加すると予測されるため、迅速な回収が必要となる。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 議会からは、政策法務室との連携による法的措置や、債権管理の専門部署の設置により、償還率向上に取り組みつつ、国や県に対して制度改正を強く求めるべきとの意見をいただいている。

■項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果 (該当にチェック)	判断理由・評価コメント (具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	<input type="radio"/> ① 必要性が高い	貸付事業は平成8年度に終了しているものの、償還計画(市債の返済及び貸付金の最終支払期限)が平成33年度までであることや、滞納償還金もあることから、事務を継続し債権の回収を進めていく必要がある。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば必要性がある	
	<input type="radio"/> ③ 必要性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必要性がない	
妥当性 (市で行わなければならないか)	<input type="radio"/> ① 市が行わないといけない	本事業そのものが政策色の強いものである点、債務者等(相続人や連帯保証人を含む)の個人情報が多数含まれる点、県への住宅新築資金等貸付助成事業補助金(償還推進助成事業に係る補助金)の申請事務手続き及び償還状況の報告もある点から、市が行う必要があると考えている。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば市で実施	
	<input type="radio"/> ③ 必然性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必然性がない	
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	<input type="radio"/> ① 効率的である	実務担当者1名で債権の管理から徴収業務まですべて担うのは、負担が大きく効率的とは言えない。年々、担保不動産の価値が下がっていくことや、債務者等の高齢化等による返済能力の低下などが考えられるため、迅速な回収が必要といえるが、現状の一人体制では限界がある。また、法的に専門的な知識が必要であることから、異動の際の事務引き継ぎもスムーズにいかないことが想定される。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば効率的	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば非効率的	
	<input type="radio"/> ④ 非効率的	
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	<input type="radio"/> ① 緊急性が高い	貸付金の償還金を市債の返済に充当しているが、多額の繰上充用金が発生していることから、債権回収の緊急性は高いといえる。 また、年々担保不動産の価値が低くなっていくことや、高齢化等による経済力の低下などにより、債権回収が難しくなるケースが増えていくため、迅速な事務が必要である。
	<input type="radio"/> ② 比較的緊急性がある	
	<input type="radio"/> ③ 緊急性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 緊急性はない	
成果 (目的の達成状況)	<input type="radio"/> ① 成果が上がっている	債務者等(相続人や連帯保証人を含む)に、督促状・催告書を送付(必要に応じて配達証明付内容証明郵便により送付)し、事務を進めた結果、年度を通して新たな償還再開者は6名(8契約件)となった。また、完済者は4名(4契約件)となった。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば上がっている	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば上がっていない	
	<input type="radio"/> ④ 成果は上がっていない	
今後の課題	債権回収が遅れば遅れるほど、回収が困難となっていくことから、法的措置の検討・実施により、効率的かつ効果的な債権回収を行っていくことが必要である。しかしながら、現在の実務担当者1名という体制では事務量にも限界があり、早期に滞納償還金を解消するためには、組織体制の強化が必要不可欠である。	

■一次評価(評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

評価	事務事業の方向性	評価点による判定		判定に至った理由
		評価点	判定	
3	1 拡 充 す る	80点以上	2	滞納者等の所在調査に基づいた督促状、催告書送付により、一定の債権回収に結びついている。今後は平成29年3月改正の本課作成マニュアルに沿って、必要に応じた法的措置の実施も行っていくこととなる。このため、専門的知識を必要とする事務量が拡大していくことから、徴収強化担当室(最低でも課長補佐、係長、主事配置)等を設置し、組織体制を強化し、滞納償還金の早期解消に向けて取り組んでいくことが必要である。
	2 現状のまま継続する	60~79点		
	3 改善・効率化し継続	40~59点		
	4 終期設定し終了	20~39点		
	5 完了・休止・廃止	19点以下		

■改善・効率化の方向性 ※一次評価の判定が3の時は、必ず記入すること。

【具体的な改善等取組内容(方向性・対象・手段等について記述)】
債権の適正な管理及び個人情報の保護を行いつつ、滞納償還金解消に向け、法的措置の検討・実施を総務課政策法務室と相談・協議し、効果的な債権回収に努める。 先進地視察により組織体制等について学び、より効率的かつ効果的な債権回収を進められるよう、組織体制の強化等について要望していく。

■二次評価(所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

評価	事務事業の方向性	判定説明
3	1 拡 充 す る	効果的な債権回収に努めた結果、一定の成果を収めた。 今後は、必要に応じて法的措置の実施も行い、滞納償還金解消に向け取り組んでいく必要があるが、法的措置を行うに当たっては専門的知識が必要な事務が増加していくことが予想される。 担当職員1名で債権管理から法的措置に至るまですべてを行うというのは、事務量にも限界があるため、滞納償還金の回収がなかなか進んでいかないという状況にある。現体制でも一定の成果は出ているものの、更なる成果を上げ、早期に滞納償還金を解消していくためには、法的知識に精通した担当職員の増員が必要不可欠である。
	2 現状のまま継続する	
	3 改善・効率化し継続	
	4 終期設定し終了	
	5 完了・休止・廃止	